都市整備局へ寄せられた都民の声(平成29年9月)

(単位:件)

| 提言 | 意見 | 苦情 | 要望 | 相談 | 問合せ | その他 | 合計 |
|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 3 | 45 | 21 | 15 | 5 | 105 | 3 | 197 |

※上記区分の定義

提言: 政策の未実施や不十分さ等について、新たな政策の実施や既存の政策の改善策を提示し、 その実施を求めるもの。

意見: 政策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に 対する賛否や批判を含むもの。

苦情: 施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満等を申し立てる もの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望: 施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談: 困りごとについて判断や指針の助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ: 施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねる もの。

その他: 都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え 等を含むもの。

寄せられた都民の声と対応事例

▶(都民の声)宅地建物取引士の登録について

宅地建物取引士の登録を愛知県でしているが、現在東京都に居住しており、東京都内で不動産関係の仕事に就くため就職活動中である。宅地建物取引業法第19条の2に「従事しようとするとき」は登録の移転ができると規定されているので、都庁不動産業課の窓口に登録移転のことで相談に行ったが、就職先が決まって会社から証明書が発行されないと移転はできないと断られた。法律で就職しようとしているものは移転できると定めているものを、東京都が就職先の証明がないと移転できないというのは理不尽である。是非、お役所目線から都民目線での判断に変えていただきたい。

▶(対応)

国土交通省によれば、宅地建物取引業法第19条の2の「従事しようとするとき」とは、「従事する宅建業者は決まっているが、まだ、実際には勤務していない場合」のことであり、「宅建業者への就職を希望しているが、まだ就職先が決まっていない場合」は含みません。就職先が決まらないと移転ができないとしているのは、全国統一的な取扱いであり、東京都が独自に行っているものではありません。